

小児かかりつけ医に関するご案内

当院では、6歳未満の患者さまに対する小児かかりつけ診療料制度を採用しております。当院で、継続して受診され、同意された患者さまに、小児科かかりつけ医として次のような診療を行います（申し込みには4回以上の受診が必要で、また対象期間は小学校入学前までとなります）。

1. 発達段階に応じた助言・指導などの健康相談
2. 予防接種に関する指導やスケジュールなどに関する助言
3. 急性疾患時の対応の仕方、アトピー性皮膚炎や気管支喘息などの慢性疾患の管理についての指導と診療
4. 小児かかりつけ診療料に同意された患者様からの電話などによる問い合わせへの対応
（深夜・休診日などで当院が対応できない場合には、小児救急電話相談#8000をご利用ください）
5. 発達障害の疑いのある患者さんについての相談および、必要に応じた専門的な医療機関等への紹介
6. 不適切な療養にも繋がりうる育児不安等に対する対応

なお、患者さまに特別な費用のご負担はありません。また、他院受診を制限することはありません。

ご希望の方は、来院時に受付までお申し付けください。